

岡山県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)について、複数の機関・団体による複数の制度・サービスの提供が必要な事案が発生した際、関係機関・団体と情報共有を図り、包括的に支援を提供するため、岡山県犯罪被害者等支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者(第5条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。)に対する支援内容の検討及び支援計画の策定
- (2) 支援計画の見直し

(構成)

第3条 支援調整会議は、岡山県県民生活部くらし安全安心課(以下「県」という。)、岡山県警察本部警務部県民広報課、犯罪被害者等が居住する市町村の犯罪被害者等支援担当課及び公益社団法人被害者サポートセンターおかやまで構成する。

(会議)

第4条 支援調整会議は県が招集する。

- 2 第2条各号に掲げる事項の協議に必要な場合は、犯罪被害者等の求める支援を提供できる機関・団体へ出席又は意見を求めることができる。
- 3 会議の開催及び資料は非公開とする。

(支援対象者)

第5条 支援調整会議における支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの犯罪行為(未遂罪の規定があるものは未遂を含む。)による被害を受けた犯罪被害者等であって、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある見込まれる者
 - ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪(刑法(明治40年法律第45号)に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。)、逮捕・監禁、略取・誘拐、人身売買、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
 - イ ひき逃げ、交通死亡事故又は全治3か月以上の傷害を負った交通事故(単独事故及び加害者が同居の親族である事故を除く。)、危険運転致死傷
 - ウ その他、ア及びイに準ずる行為で、相談受付機関等が必要と認めたもの
- (2) 犯罪被害者等が、支援調整会議の支援を希望し、県が支援対象とすることが適当と判断した者

(3) 次のいずれの場合にも該当しない者

- ア 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者である場合
- イ 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合又は当該犯罪被害につき犯罪被害者等にも責めに帰すべき行為がある場合
- ウ 犯罪被害者等と加害者の関係その他の事業から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

(手続)

第6条 会議開催に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 相談受付機関等は、複数の機関・団体による複数の制度・サービスによる支援が必要と考えられる相談があった場合、多機関ワンストップ支援検討表(別記様式)を作成し、支援対象者の同意を得て、県に情報提供を行う。
- (2) 県は、複数の機関・団体との調整・協議が必要な場合は、支援対象者の置かれた状況、求める支援等を面談等により把握し、支援調整会議開催の可否を判断する。
- (3) 県は、支援調整会議の開催が必要と判断した場合は、支援調整会議で支援内容の検討を行うこと及び個人情報等を支援調整会議で共有することについて、支援対象者の同意を得る。

(支援計画)

第7条 支援計画は、支援調整会議において検討・策定する。

2 県は、支援計画の進捗状況等を確認し、必要に応じ、支援調整会議において支援計画を見直すものとする。

(個人情報の保護)

第8条 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令の規定に従い個人情報の取扱を適正に行うこととする。

(庶務)

第9条 支援調整会議の庶務は、県において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。